

第10回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和2年5月22日 18:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

- 1 開会（くらし安全防災局長）
- 2 本部長あいさつ
- 3 議題
 - （1）国、県の動向について
 - （2）緊急事態宣言解除後の県の取組みについて
- 4 その他

事務連絡
令和2年5月21日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域を変更するとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月21日変更）

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・深町・小松崎・宮内・渡邊・小田切

直通 03 (6257) 3086

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（北海道については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

外出自粛要請について

<緊急事態宣言下>

<解除後>

徹底的な外出自粛要請 から 「新しい生活様式」等の周知徹底 へ

現状

【目標】
人との接触 8 割減

【手段】
徹底した
外出自粛要請

特措法第45条第1項

宣言解除

「新しい生活様式」の定着



神奈川
警戒
アラート

県民への 外出自粛要請

ガイドラインに沿った
感染防止対策を行って
いない場所への外出を
控える

特措法第24条第9項

感染防止対策がされていない
場所へ行くことを控える

当面の間、次の行動を控える

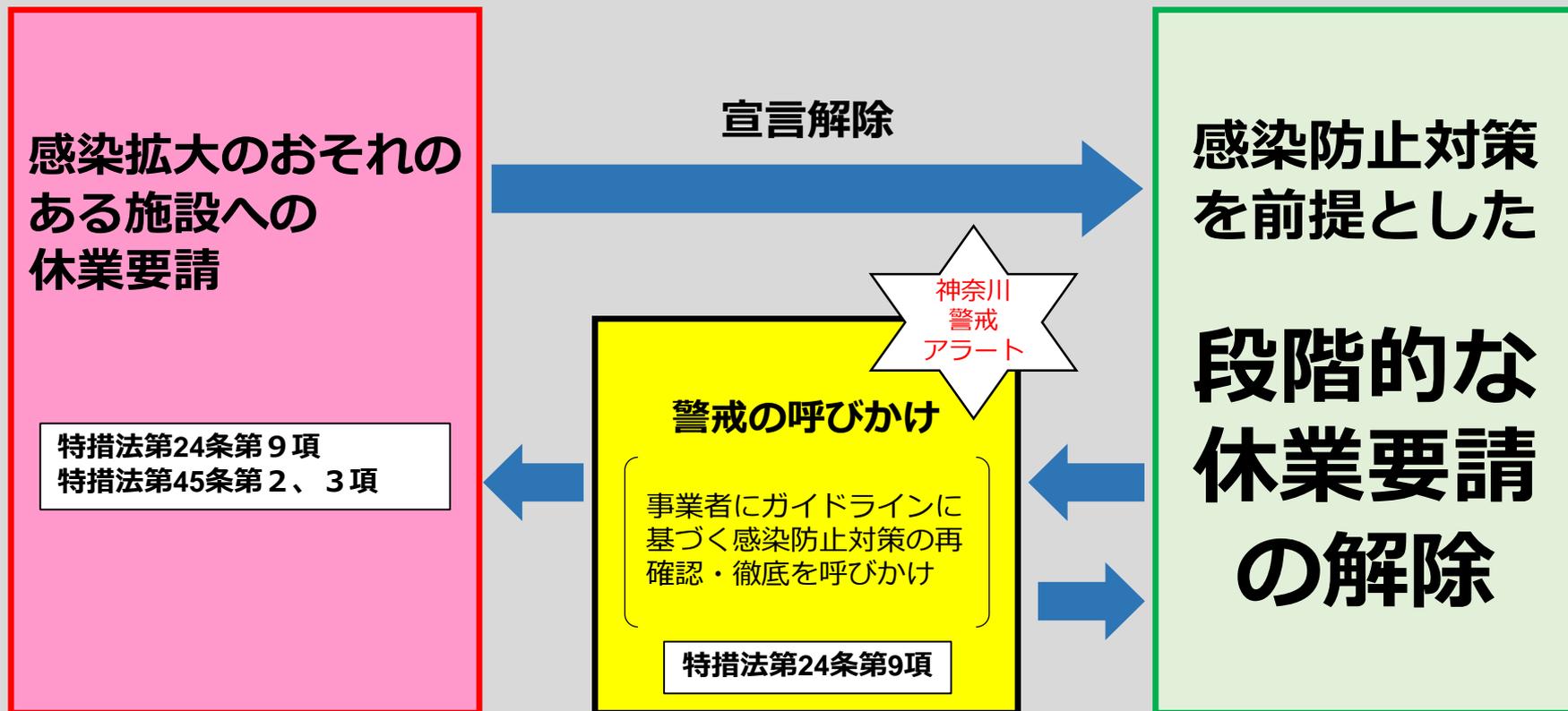
- ・ クラスター歴があるような場所へ行く
(繁華街の接待を伴う飲食店等)
- ・ 帰省や旅行など、都道府県域を
越えた移動

事業者への休業要請について

<緊急事態宣言下>

<解除後>

休業の要請 から **感染防止対策を前提とした段階的な解除**へ



段階的な解除のステップ

国の 基本的対処方針

- ・ 緊急事態宣言が解除された時、施設の使用制限等（休業要請など）は基本的に解除
- ・ ただし、新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行

【ステップ1】

- ◆ 県は、事業者がガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、休業要請を解除
- ◆ 事業者は、自ら感染防止対策の創意工夫を図り、段階的に営業を再開（原則、夜10時までの時短営業を要請）
 - ・ 遊興施設
 - ・ 運動、遊技施設
 - ・ 集会・展示施設
 - ・ 大学、学習塾
 - ・ 劇場等
 - ・ 商業施設

※ 飲食店は 時短営業を緩和 { 朝5時から夜8時まで 酒類提供は夜7時まで } ➡ 朝5時から夜10時まで

- ◆ 小規模イベントの開催を可能とする

【ステップ2】

- ◆ 時短営業を解除
- ◆ 中規模イベントから順次開催を可能とする

- ・ 業種別ガイドライン及び
県作成の共通ガイドラインに
基づく感染防止対策
- ・ 感染防止に向けた創意工夫



再起促進支援
による財政支援

- ・ 「感染防止対策取組書 (仮称)」
による見える化
- ・ LINEコロナお知らせシステム
(仮称)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組

(ガイドライン) <飲食店等(飲食店、和・洋菓子店等)>

事業活動を行うにあたり、以下の取組及び各業界団体が策定するガイドラインの遵守をお願いします。

1. ソーシャルディスタンスの確保(2メートル以上(最低1メートル))

- アクリル板等により各席を遮蔽する、又は隣の人と一つ以上空け互い違いに座る、対面せず片側に座る等
- 定員の半分程度の人数で部屋を提供
- テイクアウト等に積極的に対応
- ソーシャルディスタンスを確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
- 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人とのソーシャルディスタンスを保つよう表示・周知
- レジ等対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入店制限(整理券配布等)

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 回し飲み禁止について注意喚起
- 従業員及び来客等のマスク着用
- 従業員及び来客等の手指消毒
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理、来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 大皿での提供は避ける
- テーブルへの共用調味料・冷水ポット等の設置を避ける、もしくは定期的に消毒
- トング等共用物の定期消毒(1回/30分) または交換
- 客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒
- 設備による毎時2回以上換気、又は入り口や窓を開け、毎時2回以上換気
- トイレにおけるハンドドライヤー等の使用中止

4. 電子マネー等非接触型決済の導入、もしくは支払時のコイントレイの使用

5. 感染が発生した際の利用者への情報提供

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供



神奈川県

当事業所は **感染症対策**として 以下のことに取り組んでいます

- 仕切り設置または着席位置の工夫による飛沫防止
- レジ等仕切り設置
- 混雑時入店制限
- マスク着用
- 手指消毒
- 発熱時等入店制限
- 大皿料理禁止
- 毎時2回以上換気
- 支払時キャッシュレスまたはコイントレイ使用
- 感染発生状況の情報提供

その他

完全予約制とすることで不用意に密集状態が発生することを防止しています。

事業所名 **かながわ食堂 横浜みなとみ
らい本店**

業態：一般企業
住所：神奈川県横浜市中区住吉町9-87
電話番号：045-123-4567
担当者名：神奈川 太郎



LINEコロナ
お知らせシステム



新型コロナウイルス感染症で事業活動に影響を受けている
神奈川県内の事業者のみなさまへ

各種補助金など サポートのご案内

非対面ビジネスモデルの構築や感染拡大防止、業務効率化のための
生産設備の導入等に取り組む経費の一部を県が補助します。

※令和2年4月7日以降に取り組んだ事業で既に支出済のものも対象（一部例外あり）

非対面ビジネスの経費を補助



テイクアウトやネット通販・デリバリー
サービスの月会費・登録料・容器代等

上限 **100** 万円 補助率 3/4

感染防止対策の経費を補助



つい立、ビニールカーテンの
取り付け、フェイスシールド等

上限 **100** 万円 補助率 3/4

ITによる業務効率化の経費を補助



WEB会議システム
会計ソフトの導入等

上限 **100** 万円 補助率 3/4

設備の導入経費を補助



個包装のラッピングの設備
搬送用ロボットの導入等

上限 **200** 万円 補助率 3/4

商店街団体等の感染症防止 対策や販売促進経費を補助



商店街内に消毒液の噴射スポットを
作った / デリバリーのPR用WEBサイ
トやチラシを作った

上限 **300** 万円 補助率 1/2

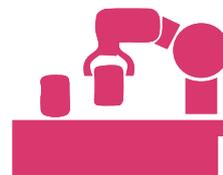
スマート工場化への補助



ローカル無線通信ネットワークの整備
構築にかかる経費等

上限 **200** 万円 補助率 3/4

依頼試験料の減免



新商品の耐久テストを県立産業技術総
合研究所で

減免 **50** %

県内事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する県の事業者支援事業一覧

| | | |
|--|---|---|
| <p>デリバリーサービスや テイクアウトを始めたい等</p> | <p>非対面ビジネスの構築に掛かる経費を補助します。 (活用例) デリバリー業者を利用するための初回登録料や月会費、デリバリーサービスのためのキッチンカーの改修経費、テイクアウト用の容器、包装機器の購入にかかる経費など。 (上限 100 万円 補助率: 補助対象経費の 3/4 以内)</p> | <p>中小企業支援課 ☎ (070)1187-0382 ☎ (070)1187-1304 ☎ (070)1187-0464</p> |
| <p>お客様に安心して食事 や商品を提供したい</p> | <p>感染防止対策に掛かる経費を補助します。 (活用例) 感染防止対策のためのつい立、マスク、消毒液、ビニール手袋等の購入や、レジやカウンターに設置するビニールカーテンの購入にかかる経費など。 (上限 100 万円 補助率: 補助対象経費の 3/4 以内)</p> | |
| <p>IT サービスを導入し 効率化したい</p> | <p>業務を効率化するために掛かる経費を補助します。 (活用例) Web 会議システムの導入や、財務会計や勤怠管理、顧客管理等ソフトの導入経費など。 (上限 100 万円 補助率: 補助対象経費の 3/4 以内)</p> | |
| <p>業務効率化のために 設備を導入したい</p> | <p>生産性改善のための設備投資に掛かる経費を補助します。 (活用例) 個包装のラッピングシステム等生産ラインの改造経費、自動搬送ロボット設備の導入経費など。 (上限 200 万円 補助率: 補助対象経費の 3/4 以内)</p> | |
| <p>売上減少しているため 業態を変更したい</p> | <p>ビジネスモデルの転換に掛かる経費を補助します。 (活用例) 自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護製品製造販売へ転換するための設備導入経費など。 (上限 5,000 万円 補助率: 補助対象経費の 3/4 以内)</p> | |
| <p>商店街で感染症防止対策や 販売促進を図りたい</p> | <p>商店街団体等が行う感染症防止対策や販売促進経費を補助します。 (活用例) 商店街内に設置するための噴霧装置の購入経費や、商店街のデリバリーやテイクアウト事業を周知するWebサイトやチラシの作成経費など。(上限 300 万円 補助要件: 補助対象経費 30 万円以上 補助率: 補助対象経費の 1/2 以内)</p> | <p>商業流通課 ☎ (045)210-5612</p> |
| <p>IoTなどを導入して スマート工場化を図りたい</p> | <p>ローカル無線通信ネットワークの整備に掛かる経費を補助します。 県内に工場をもつ中小企業に対して、ローカル無線通信ネットワークの整備構築に掛かる経費。 (上限 200 万円 補助率: 補助対象経費の 3/4 以内) またスマート工場の導入、運用に係る専門家による助言を行います。</p> | <p>産業振興課 ☎ (045)210-5646</p> |
| <p>コロナ終息後に向け 商品・技術開発をしたい</p> | <p>県内に事業所をもち、「令和二年新型コロナウイルス感染症」を事由として、セーフティネット保証 4 号の認定を受けている中小企業に対して、神奈川県立産業技術総合研究所の依頼試験、機器利用料金を減免。(減免率: 50%)</p> | |
| <p>県民のためにマスク製造や アルコール消毒液等の生活衛生 用品を製造するための設備を 導入したい</p> | <p>県内に本社機能を有する施設又は工場が、県民のためにマスクやアルコール消毒液等の生産設備を導入する際に掛かる経費。 (上限 2 億円 (生産規模の要件を満たす場合) 補助率: 補助対象経費の 10/10)</p> | |
| <p>売上減少等のため 第三者承継をしたいが その後の従業員が心配</p> | <p>コロナの影響で売上が減少してしまったため、M&Aを行った際に元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人件費相当分。 (上限 100 万円 補助率: 3/4 以内)</p> | <p>中小企業支援課 ☎ (045)210-5558</p> |

※採択に際しては、審査があります。

神奈川県新型コロナウイルス事業者支援サイト

神奈川 コロナ 事業支援

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus2020/index.html>



公立学校における教育活動の再開に向けた 県教育委員会の対応（令和2年5月22日現在）

1 基本的考え方

- 国における緊急事態宣言が解除され、知事からの協力要請を受け県教育委員会として実施している県立学校の臨時休業を終了し、6月1日（月）に再開する場合に備え、5月25日（月）から学校としての必要な受け入れ態勢を整えていく。
- 臨時休業終了後の県立学校の再開については、
 - ・ 社会全体が長期にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識の下、
 - ・ 次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要があることから、
ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。
- 市町村教育委員会に対しても、同様の考え方を示していく。

【県立学校の登校方法パターンとその概要】

| 登校方法 | 高等学校・中等教育学校 | | | 特別支援学校 | | |
|-------------------|--|---|---------------------|-----------------------------|--|---------------------|
| | 期間 | 概要(人数は程度) | 5/31 解除の場合 | 期間 | 概要 | 5/31 解除の場合 |
| 準備期間 (ガイダンス登校) | 1週間程度 | 各学年1日ガイダンス登校 4校で入学式を予定 20名/教室、200名/回 | 6/1(月) ～6/5(金) | 1週間程度 | 学年や障がい部門ごとに 1日の登校を設定 4校で入学式を予定 | 6/1(月) ～6/5(金) |
| 分散登校 | 2週間程度 | 週2回 必要に応じて土曜日も活用 40分×3時間 20名/教室、200～300名/回 | 6/8(月) ～6/20(土) | 2週間程度 | 週1回(高等部3年は週2回) 全校生徒の20～30%程度/回 | 6/8(月) ～6/19(金) |
| | 1週間程度 | 週3回 必要に応じて土曜日も活用 40分×3時間 20名/教室、200～400名/回 | 6/22(月) ～6/27(土) | 2週間程度 | 週2回(高等部3年は週3回) 全校生徒の50%程度/回 給食あり | 6/22(月) ～7/3(金) |
| 時差通学・ 短縮授業 | 1週間程度 | 全生徒毎日登校 40分×3時間 40名/教室、全生徒/回 | 6/29(月) ～7/4(土) | 1カ月程度 | 全児童・生徒等登校 給食あり | 7/6(月) ～7/31(金) |
| | 2カ月程度 | 全生徒毎日登校 40分×6時間 40名/教室、全生徒/回 | 7/6(月) ～8/29(土) | 1週間程度 | 全児童・生徒等登校 午前授業 | 8/24(月) ～8/28(金) |
| 通常登校 | その後 | 全生徒毎日登校 50分×6時間 40名/教室、全生徒/回 | 8/31(月)～ | その後 | 全児童・生徒等登校 給食あり | 8/31(月)～ |
| 夏季休業 | 各学校が年間の休業日の日数（現行60～55日間）を40～35日の間で設定する。全校8/7(金)から8/16(日)までの10日間については必ず夏季休業に含めることとする。 | | | 8/1(土)～8/23(日) 23日間（現行42日間） | | |
| 部活動 | 「時差通学・短縮授業」の段階から段階的に実施 | | | | | |

※ 仮に、5月31日（日）までの現行の緊急事態宣言期間の前に宣言が解除された場合も同様の日程とする。その場合、5月31日（日）までは、学校の臨時休業を継続する。

※ 更に今後の分散登校や時差通学・短縮授業の期間については、状況の推移により変更することがある。

2 ガイドラインの配付

- 県立高等学校・中等教育学校、県立特別支援学校、それぞれの段階的な再開に向けて作成した「ガイドライン」を、県立学校長あてに「再開に向けた準備通知」とともに送付する。
- 市町村教育委員会に対して、市町村立小・中学校向けの「ガイドライン」を、「再開に向けた準備依頼」とともに送付する。

(主な内容)

- 各段階における登校方法とその期間
- 再開後の学習活動や評価のあり方、感染防止策 など

別紙1 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要（高等学校・中等教育学校）

別紙2 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要（特別支援学校）

別紙3 市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要（小・中学校）

県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要(高等学校・中等教育学校)

ガイドライン作成の趣旨

- 県教育委員会では、本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要な配慮や工夫、留意すべき事項について指針として取りまとめた。
- 各学校はガイドラインを踏まえ、保健管理に努め、適切な指導計画による教育活動に取り組む。

ガイドラインの主な内容

1 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方 (ガイドラインP.1)

- 社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応することが必要である。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業(以下、「時差短縮」という)など段階的に行っていく。

【教育活動の段階的再開の概要】

| | 期間 | 登校生徒数 | 登校回数/週、授業時間 | 5月31日で緊急事態宣言解除の場合 |
|-------|-------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 準備期間 | 1週間程度 | 20名程度/教室、200名程度/回 | 1回 | 6/1(月)～6/5(金) |
| 分散登校Ⅰ | 2週間程度 | 20名程度/教室、200～300名程度/回 | 2回、40分×3 | 6/8(月)～6/20(土) |
| 分散登校Ⅱ | 1週間程度 | 20名程度/教室、200～400名程度/回 | 3回、40分×3 | 6/22(月)～6/27(土) |
| 時差短縮Ⅰ | 1週間程度 | 40名程度/教室、全生徒/回 | 5回程度、40分×3 | 6/29(月)～7/4(土) |
| 時差短縮Ⅱ | 2カ月程度 | 40名程度/教室、全生徒/回 | 5回程度、40分×6 | 7/6(月)～8/29(土) |
| 通常登校 | — | 40名程度/教室、全生徒/回 | 5回程度、50分×6(学校による) | 8/31(月)～ |

- 基本的な感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。
- 分散登校(ガイダンス含む)では、1教室当たりの生徒数を20名程度とし、座席の間隔を広くとること。
- 分散登校期間中は授業と家庭学習を併用するため、臨時休業中に準じ、週ごとの課題を含めた学習内容等の一覧を作成し生徒に示すことで、課題等の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。
- 分散登校期間中の家庭学習の充実を図るため、ICTを活用して課題の提示や提出等に対応するとともに、生徒の家庭での学習状況を把握し、授業における学習状況とあわせて、適切に評価を行うこと。
- 生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、生徒の心身の状況の把握と心のケアに努めること。
- 指導計画を見直し、学年の休業日数を再設定するなど、計画的に学習の補填に取り組むこと。
- 通常登校に移行した後も、「新しい生活様式」を踏まえ、教育活動と感染症対策を両立する工夫、配慮が必要であること。

2 学校の教育活動再開後の学習についての考え方 (ガイドラインP.2)

- 臨時休業中の学習の実施状況を把握し、年間指導計画等の見直しを行う。
- 学習の補填に当たっては、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充に加え、②週休日における授業(土曜授業)の実施、③平日の補習等の実施の組合せ等により対応することができる。
- 休業日の日数(現行、年間で60日から55日)は、令和2年度に限り、40日から35日の間で各学校が設定する。全校8月7日(金)から8月16日(日)の10日間は、夏季休業期間に必ず含める。

3 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について (ガイドラインP.3)

- 登校前の検温、健康観察を行い、健康観察票に記入。実施していない生徒については、登校時に教室に入る前に実施。
- 基本的な感染症対策の指導、教室等の換気、座席の配置の配慮、共用部分の消毒などを実施。

4 教育活動の段階的再開と学習指導について (ガイドラインP.9)

- 「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく。
- 5月25日から校内の消毒、教室整備等を行う。
- 準備期間では、週1回登校し、授業再開に向けたガイダンスを行う。(各教室20名)
- 分散登校では、各教室の生徒数の上限は20名程度とし、座席の間隔を広くとる。前半の期間は週2回、後半の期間は週3回登校し、40分×3時間の授業を実施。登校時間は通勤時間帯をはずす。
- 時差短縮では、通勤時間帯をはずした時差通学とし、1週間程度40分×3時間授業を実施したのち、2ヶ月程度40分×6時間授業を実施。

【教育活動再開のパターン（まとめ）】

| 再開の段階 | 期間 | 教育活動の概要 | 生徒数 | 始業 | 部活動 |
|-------------------|-------|--|-------------------------|-----------------------|---------------|
| 準備期間 (ガイダンス) | 1週間程度 | 学年別等による再開の説明等 生徒は1日のみ登校 在校時間は2時間以内、昼食なし | 20名/室 200名/回 | 午前部 9:50 午後部 13:00 | 自粛 |
| 分散登校Ⅰ (授業開始) | 2週間程度 | 生徒は週2回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内、昼食なし | 20名/室 200～ 300名/回 | 午前部 9:50 午後部 13:00 | 自粛 |
| 分散登校Ⅱ | 1週間程度 | 生徒は週3回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内、昼食なし | 20名/室 200～ 400名/回 | 午前部 9:50 午後部 13:00 | 自粛 |
| 時差短縮Ⅰ | 1週間程度 | 生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内 昼食可 | 40名/室 全生徒 | 9:50 | 制限付き 段階的实施 |
| 時差短縮Ⅱ ★夏季休業を挟む | 2ヶ月程度 | 生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×6時間 昼食あり | 40名/室 全生徒 | 9:20 | 制限付き 段階的实施 |
| 通常登校 | | 生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 50分×6時間（学校による）昼食あり | 40名/室 全生徒 | 8:40 | 配慮の もと実施 |

※県内の感染状況等や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

5 学習評価について (ガイドラインP.15)

○総括評価に当たっては、臨時休業中の家庭学習の成果を含めて評価する。

6 学校図書館・コンピュータ教室等の特別教室の利用について (ガイドラインP.17)

○多数の生徒が集まらないよう、席数の減、入場生徒の分散などの工夫を行う。定期的に換気を行う。
○共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。

7 昼食時の指導について (ガイドラインP.17)

○食事の前の手洗いを徹底するよう指導する。
○飛沫感染防止の観点から、当面、他の生徒と離れる、対面でとらない、会話を控えるなど指導する。

8 校内の清掃について (ガイドラインP.18)

○「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間中は、生徒による清掃活動を行わない。「分散登校」「時差短縮」の期間後に生徒による清掃活動を行う場合は、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底する。

9 学校行事等について (ガイドラインP.18)

○優先順位を設け指導計画を見直す。不特定多数の方が参加する行事は、当面行わない。

10 進路指導等について (ガイドラインP.18)

○進路に関する面談等は「分散登校」から感染防止のための万全の措置を講じて実施可能とする。

11 部活動について (ガイドラインP.19)

○部活動は「準備期間」「分散登校」では自粛とする。「時差短縮」から可能とするが、最初は、複数人が近い距離での活動や身体接触を避けた個人で行える基本的な練習とするなど、制限付きで段階的に実施する。

12 不安を抱える生徒・保護者への対応について (ガイドラインP.20)

○生徒の様子を観察し、不安やストレス等を感じている生徒・保護者には、面談等個別の対応を行う。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

13 障がいのある生徒への支援、外国につながる生徒等への支援 (ガイドラインP.21)

○生徒の障がい等の状況や個別の状況を踏まえ、学校全体で指導体制を整え、指導・支援する。

14 いじめ、偏見、差別等の防止について (ガイドラインP.22)

○感染者やその関係者、また、医療従事者等への偏見や差別等が生じないよう生徒を指導する。

15 生徒又は教職員に感染者が出た場合の対応について (ガイドラインP.22)

○生徒又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と臨時休業の必要性について十分協議し、学校医とも相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

16 地域の感染状況が増加した場合等の対応について (ガイドラインP.22)

○地域の感染者が増加するなど、学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会で、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部の制限などの対応を決定する。

17 その他 (ガイドラインP.22)

○中学生向けの学校説明会は8月末まで実施しない。学校見学は「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間は実施しない。
○学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開する。

県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要(特別支援学校)

ガイドライン作成の趣旨

- 県教育委員会では、本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要な配慮や工夫、留意すべき事項について指針として取りまとめた。
- 各学校はガイドラインを踏まえ、保健管理に努め、適切な指導計画による教育活動に取り組む。

ガイドラインの主な内容

1 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方 P. 1

- 社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応することが必要である。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業(以下、「時差短縮」という)など段階的に行っていく。

【教育活動の段階的再開の概要】

| | 期間 | 概要 | 5月31日で緊急事態宣言解除の場合 |
|-------|-------|-------------------------------|-------------------|
| 準備期間 | 1週間程度 | 週1回登校 | 6/1(月)～6/5(金) |
| 分散登校Ⅰ | 2週間程度 | 週1回登校(高3は週2回登校) | 6/8(月)～6/19(金) |
| 分散登校Ⅱ | 2週間程度 | 週2回登校(高3は週3回登校) 給食あり | 6/22(月)～7/3(金) |
| 時差短縮Ⅰ | 1カ月程度 | 全児童・生徒等登校 給食あり | 7/6(月)～7/31(金) |
| 時差短縮Ⅱ | 1週間程度 | 全児童・生徒等登校 午前授業(夏季休業後の短縮授業) | 8/24(月)～8/28(金) |
| 通常登校 | — | 全児童・生徒等登校 給食あり | 8/31(月)～ |

- 基本的な感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。
- ICTの活用により課題の提示や動画の配信を行うなど、分散登校期間中の家庭学習の充実を図ること。
- 児童・生徒等が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケアに努めること。
- スクールバス内において児童・生徒等間の十分な距離を保つために、ジャンボタクシーを活用するとともに、必要に応じて保護者へ送迎を依頼すること。
- 高等部知的障害教育部門の分教室については、本校の再開パターンに準ずるが、分教室を設置している高等学校と相互理解のもと、情報共有して進めること。
- 通常登校に移行した後も「新しい生活様式」を踏まえ、教育活動と感染症対策を両立する工夫、配慮が必要であること。
- 児童・生徒等の在籍者数、障害の状況、通学方法、施設設備、関係する医療機関や福祉施設の状況等を踏まえ、児童・生徒等の感染防止に万全を期すこと。
- 通学区域内の感染拡大に関する状況を十分に把握し、区域内の市町村教育委員会や学校間の連携、必要な相談や情報共有等を行うこと。
- 学校医や学校薬剤師と連携し、保健管理体制の整備を行うこと。また、感染防止の対応や、感染者が発生した場合の対応など、相談・連携体制を再確認すること。

2 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について P. 2

- 感染防止の観点から学校医・学校薬剤師などと連携し、重点的に施設環境の確認・整備を行うこと。
- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等は、地域の感染状況を踏まえ、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。また、学校においては学校の受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること。
- 基本的な感染症対策の指導、教室等の換気、座席の配置の配慮、共用部分の消毒等を実施すること。

3 教育活動の段階的再開と学習指導について P. 17

- 「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく。
- 5月25日から、校内の消毒、教室整備等を行う。また、全教職員で一日の流れや受け入れ態勢等、共通理解を図る。
- 準備期間では、登校時における児童・生徒等の健康状態の把握や、その後の教育活動について保護者と相談を行う。

- 分散登校では、学部・部門、学年別の登校にして、児童・生徒等の距離を確保し、対面とならないような形で教育活動を行うこと。また給食開始に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- また、子どもの居場所について、分散登校期間中の登校する日以外については柔軟に対応すること。
- 時差短縮では、全ての児童・生徒等が一定時間、学校内で活動するため、身体的距離の確保や、自力通学の児童・生徒等の時差通学、スクールバス車内の3密防止について、より徹底すること。

4 学習評価について P. 29

- 臨時休業中の家庭学習の成果を含めて評価する。

5 学校給食の実施について P. 37

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理作業や配食等を行うよう、改めて徹底すること。
- 食物アレルギー対応や食形態など、一人ひとりの児童・生徒等に必要な配慮について、確実に対応すること。
- 十分な間隔を確保した喫食をすること。机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控えること。
- 当面の配食は教職員が必要最小限の人数で行うこと。

6 校内の清掃について P. 38

- 「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間中は、児童・生徒等による清掃活動を行わない。

7 学校行事等について P. 39

- 不特定多数の方が参加する行事や交流等については、当面行わない。

8 進路指導・就学支援について P. 39

- 現場実習の実施に関して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の趣旨を踏まえ、実習受入れ先や本人、保護者、学校が丁寧な調整をし、実施する。
- 進路面談については、3密を避ける取組を徹底した上で慎重に行う。

9 部活動について P. 40

- 「準備期間」「分散登校」期間は実施しないこと。「時差短縮」期間から可能とするが、活動内容は、個人を主体とした基礎練習とする。

10 不安を抱える児童・生徒等、保護者への対応について P. 41

- 児童・生徒等の様子を観察し、不安やストレス等を感じている児童・生徒等、保護者には、面談等個別の対応を行う。その際、教育相談コーディネーターや自立活動教諭（専門職）や養護教諭等と連携して対応する。

11 外国につながるのある児童・生徒等への支援について P. 43

- 多言語での情報提供に配慮すること。
- 就学状況の把握、学校への円滑な受入れについて一層の配慮を行うこと。

12 いじめ、偏見、差別等の防止について P. 44

- 感染者やその関係者、また、医療従事者等への偏見や差別等が生じないよう児童・生徒等を指導する。

13 児童・生徒等又は教職員に感染者が出た場合の対応について P. 44

- 児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と臨時休業の必要性について十分協議し、学校医等とも相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

14 地域の感染状況が増加した場合等の対応について P. 44

- 地域の感染者が増加するなど、学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会で、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部の制限などの対応を決定する。

15 その他 P. 45

- 各学校は、地域の障害福祉サービス機関等に対し、教育活動の段階的再開のスケジュールなどの情報提供を行い、連携すること。
- 学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開すること。

や指導について、不断の見直し・改善を図ること

感染症対策 ▶基本的な感染症対策の考え方と対応例 ▶学校での活動場面別の対応・指導例

感染防止のための指導 ▶感染防止指導の考え方 ▶具体的な指導事例

4 段階的再開から通常登校への移行

ガイドライン P.24

□市町村教委や学校では、慎重に通常登校に移行していくとともに、移行した後も、引き続き感染防止策を徹底したうえで、計画的な教育活動を推進していくことが必要

□学校全体で見直し、変更した指導計画に基づき、年間の学習指導を適切に進めること

通年でのカリキュラム・マネジメント ▶令和2年度指導計画の見直し例

▶県立学校における令和2年度長期休業等の活用予定

学習指導と評価 ▶年間の学習指導・評価の進め方例

▶当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

▶補足的な学習指導・支援

学校行事等 ▶実施計画の見直し・検討の考え方 ▶検討・判断基準等の例

□県教委作成「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料(令和2年5月)」を参照のこと

5 特に配慮すべき学年への対応

ガイドライン P.31

□小1、小6、中3について指導上の工夫・配慮事項を記載 □他学年にも参考とすること

小学校第1学年 ▶合科的・関連的な指導や弾力的な時間設定など工夫したスタートカリキュラムの実施が大切 ▶スタートカリキュラムの具体例

小学校第6学年 ▶学習指導、児童指導の効果を高めるための指導体制の構築が重要

中学校第3学年 ▶進路の不安や、行事等が減ることでの意欲低下を踏まえ、一人ひとりの心情に寄り添い、その思いや意見を丁寧に受け止めることなどが重要

*ガイドライン別冊版として中3の教科別年間指導計画の見直しモデルを後日、別途送付予定

*今後、神奈川県公立高等学校の入学者選抜に変更がある場合は、市町村教委を通して中学校へ知らせるとともに、県教委ホームページに掲載

6 部活動

ガイドライン P.37

□部活動については、感染防止の観点から、活動の再開を慎重に判断すること

□児童・生徒の健康状態等を考慮し、段階的に部活動を再開させること

□分散登校の実施期間は、その趣旨に鑑み、部活動を実施しないこと

*部活動の留意事項等は後日、別途提示

7 児童・生徒指導、教育相談等

ガイドライン P.38

□再開後の早い段階で教育相談週間を設定するなど、児童・生徒一人ひとりの状況把握に努めること

児童・生徒の心のケア ▶SCやSSWとともに必要な支援 ▶相談窓口を改めて周知

いじめ、偏見、差別等の防止 ▶新型コロナに関係ないいじめ、偏見等の防止 ▶組織的な対応

児童・生徒を取り巻く環境の変化に起因する問題行動、不登校等への対応

▶虐待を発見しやすい立場にあることを自覚したうえで、異変や違和感を見逃さず、市町村の担当課や児童相談所への速やかな通告や情報提供

▶不登校の児童・生徒に対し、教育相談コーディネーターを中心にSCやSSW、教育支援センターや医療・福祉関係機関、フリースクール等と連携した支援 ▶ICTを活用した学習支援

障がいのある児童・生徒等への支援

▶臨時休業に伴う個別の指導計画等の精査や見直し ▶児童・生徒や保護者とのきめ細かな相談

外国につながる児童・生徒への支援

▶多言語での情報提供に配慮 ▶就学状況の把握、学校への円滑な受入れについて一層の配慮

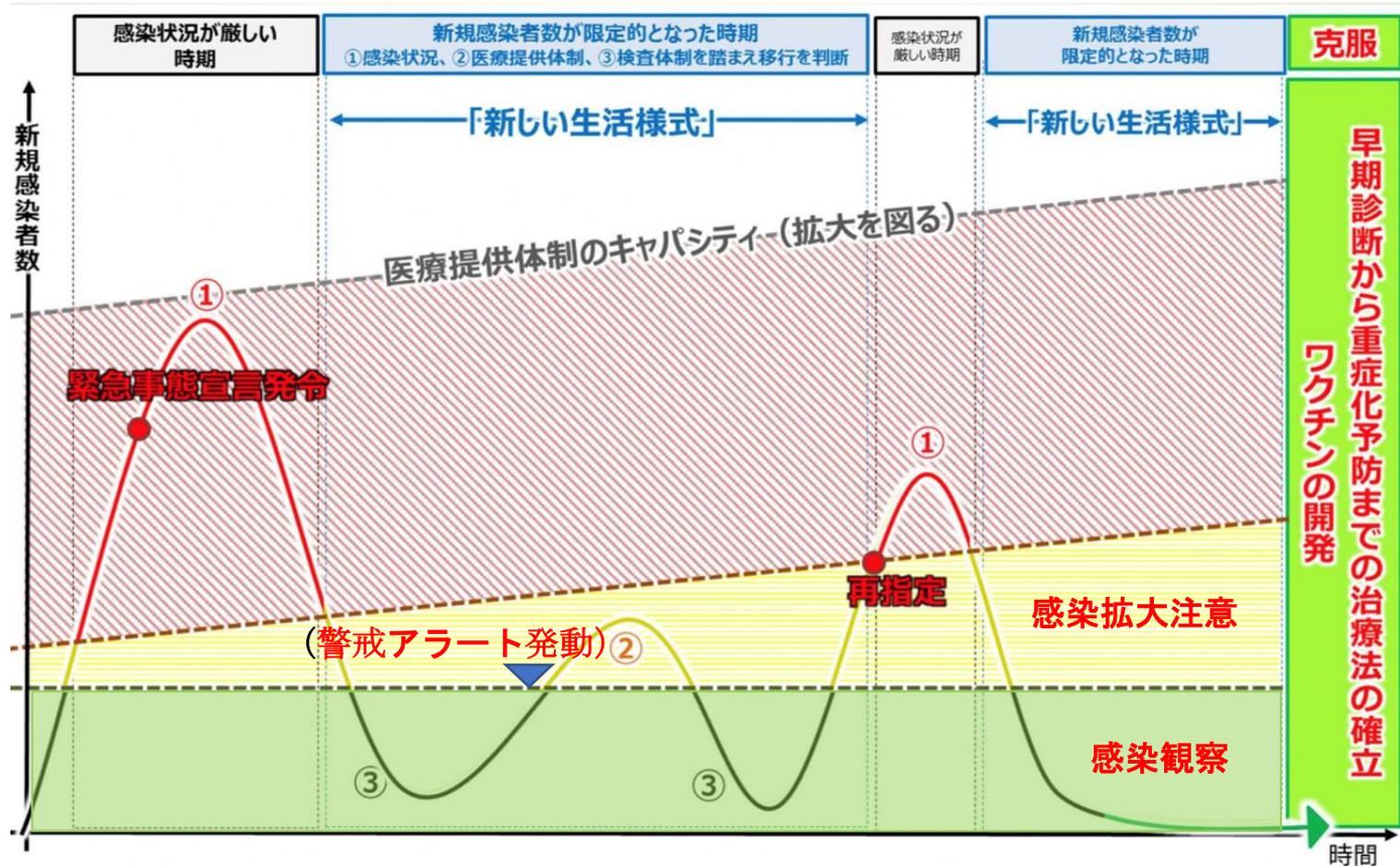
新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱い等

▶申請期間の延長などの柔軟な対応 ▶就学援助制度等について保護者へ周知徹底

非常事態宣言解除後の 神奈川ビジョンについて

2020/5/20（水）

地域別の新型コロナウイルス感染証対策（厚労省資料）



取るべき戦略

1 医療体制の維持

医療体制の維持や医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。

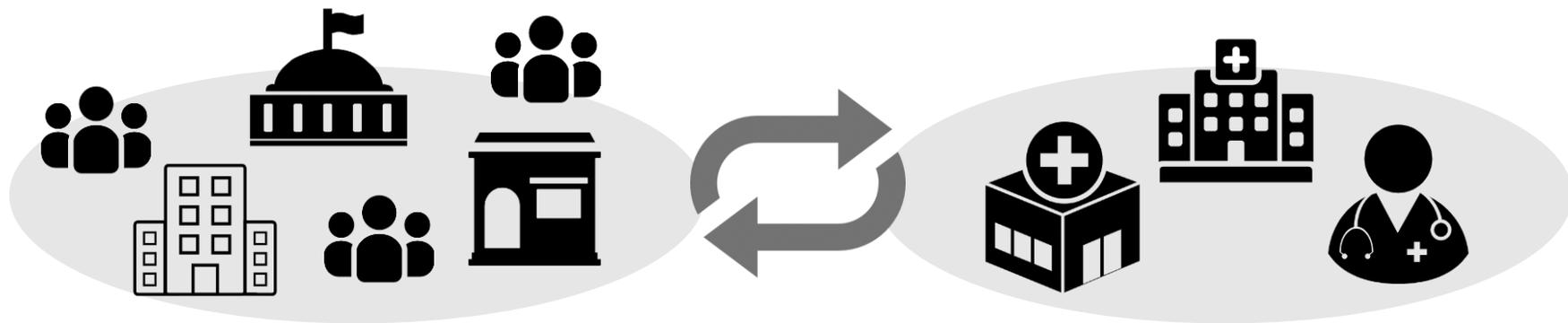
2 医療・福祉 担い手の保護 高齢者・障がい者などの保護

3 新たな社会経済モデルへの転換

経済活動を再開し、感染対策を意識した新たな社会経済モデルへの転換を行なう。

経済活動の緩和

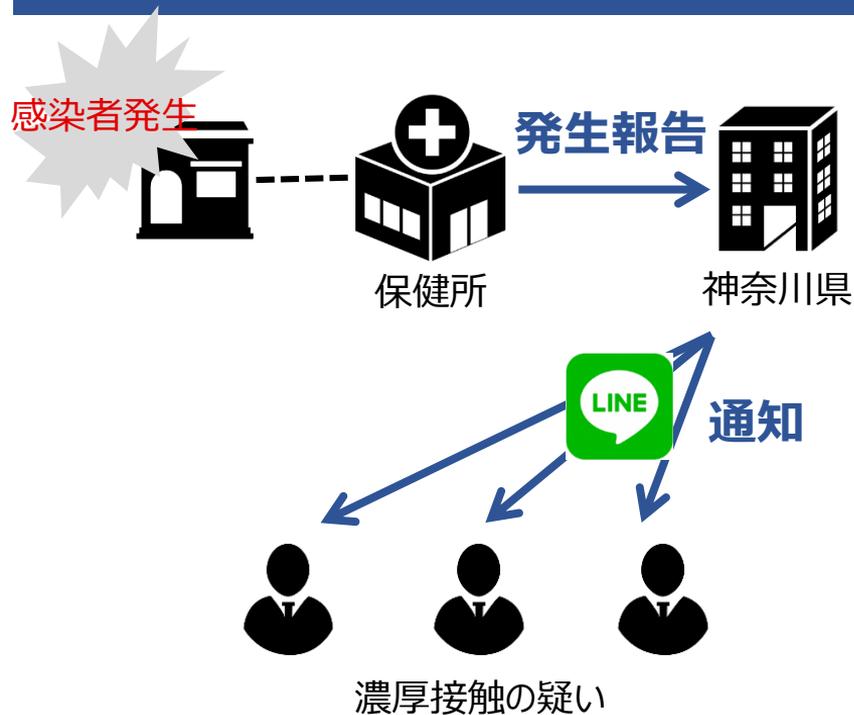
医療体制の維持



店舗等利用者の登録



濃厚接触者へのフォローアップ通知



1 医療体制の維持

- ✓ 感染拡大傾向
- ✓ 医療体制の逼迫度
- ✓ 医療者の感染
- ✓ 施設クラスター発生状況

2 医療・福祉 担い手の保護 高齢者・障がい者などの保護

3 新たな社会経済モデルへの転換

- ✓ 感染対策を実施している事業者



状況悪化を早期検知し **警戒アラート** を発動

| モニタリング指標 | | 神奈川警戒アラートの発動基準 | |
|----------|-------|----------------------------------|---------------------|
| ① | 感染の状況 | 神奈川県と東京都の週あたりの感染者数増加率：K値 | 4日連続で予想曲線から大きく外れた場合 |
| | | 新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均) | 10人 |
| | | 感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均) | 50%以上 |
| ② | 医療の状況 | 重症患者数* | |
| | | 中等症患者数* | |
| | | 医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数 | |
| ③ | 監視体制 | 検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数 | |

感染対策ガイドラインの普及啓発



業界団体ごと又は県作成のガイドラインの普及啓発を行います

事業環境改善に向けた財政的支援



事業環境改善に向けたハード・ソフト面の財政的支援を行います

段階的解除についても検討していきます

| 時期 | マイルストーン | 神奈川県の対応 |
|-------|---------------|--|
| 現状 | 特定警戒都道府県指定の継続 | 徹底した外出自粛、休業要請 |
| 5月21日 | 特定警戒都道府県指定の解除 | 外出自粛・休業要請の解除 (ただし、特定の業種については利用の自粛を要請) |
| 某日 | 神奈川警戒アラート発動 | 外出自粛の要請 事業者に警戒を呼び掛け |
| 某日 | 特定警戒都道府県指定の再開 | 徹底した外出自粛、休業要請 |



新型コロナウイルス感染症に関する 多言語対応AIチャットボットの導入

2020年5月22日
総務局ICT推進部

■ 効果・目的

- 新型コロナウイルス感染症に関する様々な問い合わせに対して、**AIチャットロボット**（※1）が対応
- **多言語対応**（※2）により、**県内在住外国人へのサービス充実・向上**
- **AIが**、厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&Aや、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、国立がんセンター、自治体のオープンデータ等の情報を参照して、**利用者の問合せに柔軟に対応**

※1 チャットロボットとは、チャット（会話）とロボット（ロボット）を組み合わせた言葉で、AIを活用した「自動会話プログラム」

※2 日本語、英語、中国語（簡体・繁体）、韓国語、タイ語

■ 設置場所

県公式サイト

⇒新型コロナウイルス感染症対策サイト

⇒**県内の最新感染動向**

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/>

※ ページ右下にAIチャットロボットの起動ボタンを配置

■ 提供開始日時

令和2年5月22日（金） 13:30～

■ 開発元・提供

株式会社 ObotAI

代表取締役社長 北見好弘 氏

東京都渋谷区恵比寿2-6-25 上田ビル3F

同社による**無償提供**

新型コロナウイルス感染症に関する多言語対応AIチャットボット

The screenshot shows the Kanagawa Prefecture website's COVID-19 information page. The main content area displays the 'K値' (K-value) as 0.0285, with a 5/20 forecast of 0.0328. Below this is a line graph showing the K-value trend from March to May. A red box highlights a blue 'Multilingual' chatbot button at the bottom right of the graph area. A text box next to it says 'covid-19 Q & Aポットです。ご質問にお答えします'.

県内の最新感染動向 最終更新 2020/05/22 13:12

最新のお知らせ

- 05/21 【動画】知事メッセージ (5/21)
- 05/15 緊急事態宣言の継続に係るお知らせ
- 05/05 緊急事態宣言の延長に係るお知らせ
- 04/10 緊急事態措置に係るお知らせ
- 03/05 LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート (行政)」

自分や家族の症状に不安や心配があればまずは電話相談をどうぞ [相談の手順を見る](#)

K値(過去1週間の累積感染者数 増加率) **0.0285**
5/20の予測値: 0.0328

神奈川県警告アラート指標として設定

(注) K値とは、直近1週間に累積感染者が増えた割合を示す数値で、K = 直近1週間の感染者数 / 累積感染者数で算出される
(注) 神奈川県と東京都の感染者数の合算でK値を算出
(注) K値は3月26日を基準日として算出

AIチャットボット
起動ボタン

covid-19 Q & Aポットです。
ご質問にお答えします

Multilingual

The screenshot shows the same website page as the left, but with the AI chatbot interface open. A red box highlights the chatbot window. The window title is 'COVID-19 Q&A Powered By QbotAI'. It features a search bar with language options (日, En, 簡, 繁, 韓, 越) and a list of question suggestions. A red text overlay reads: '質問はメッセージに入力すると回答候補を表示、項目を選択すれば必要な事項を回答する'.

県内の最新感染動向 最終更新 2020/05/22 13:12

最新のお知らせ

COVID-19 Q&A Powered By QbotAI

日 En 簡 繁 韓 越

質問はメッセージに入力すると回答候補を表示、項目を選択すれば必要な事項を回答する

- 緊急事態宣言が出た後、学校の臨時休校はどのように行われることになるのでしょうか
- 緊急事態宣言に関する内容
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域の連絡先
- 政府が4月7日に緊急事態宣言を出し、更に4月16日に対象地域を拡大したのはなぜですか。
- 緊急事態宣言と政府の方針

緊急事態宣言 [送信](#)

新型コロナウイルス感染症に関する多言語対応AIチャットボット

県内の最新感染動向 | 神奈川県

新型コロナウイルス感染症 対策サイト

県内の最新感染動向

新型コロナウイルス感染症が心配なときに

知事からのメッセージ

お子様をお持ちの皆様へ

教育委員会からのお知らせ

県民の皆様へ

企業の皆様・はたらく皆様へ

医療機関（病院）の状況

開催中止・延期等を決定したイベントについて

当サイトについて

神奈川県公式ホームページ

Copyright © 2020 Kanagawa Prefectural Government. All Rights Reserved.

県内の最新感染動向 最終更新 2020/05/22 13:12

最新のお知らせ

【動画】知事メッセージ (5/21)

COVID-19 Q&A Powered By ObotAI

日 En 簡 繁 한 ไทย

Emergency Declaration Content

Contact information for areas covered by the New Coronavirus Infectious Disease Emergency Declaration

Emergency Declaration and Government Policy

emergency declaration

SEND

英語、韓国語、中国語（簡体・繁体）、タイ語に対応

県内の最新感染動向 | 神奈川県

新型コロナウイルス感染症 対策サイト

県内の最新感染動向

新型コロナウイルス感染症が心配なときに

知事からのメッセージ

お子様をお持ちの皆様へ

教育委員会からのお知らせ

県民の皆様へ

企業の皆様・はたらく皆様へ

医療機関（病院）の状況

開催中止・延期等を決定したイベントについて

当サイトについて

神奈川県公式ホームページ

Copyright © 2020 Kanagawa Prefectural Government. All Rights Reserved.

県内の最新感染動向 最終更新 2020/05/22 13:12

最新のお知らせ

COVID-19 Q&A Powered By ObotAI

日 En 簡 繁 한 ไทย

Emergency Declaration Content

An emergency declaration is a special law that can be invoked by the government when it determines an emergency. We have decided to extend the schedule until May 6th to May 31st.

Click below for more information on emergency declarations

Click below for more information on the declaration of emergency

Cabinet Secretariat Website

Detail

Type your message...

VOICE INPUT